

理 由 書

本理由書は、都市計画法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 17 条第 1 項の規定に基づき、秩父都市計画の変更（3・4・2 号公園通線、3・4・9 号番場通線）についての理由を示したものです。

I. 秩父都市計画における位置等

秩父都市計画区域は、都心から約 70 km圏にあり、埼玉県西部に位置し、周囲を秩父山地の山々に囲まれた秩父盆地の平地部に、主な市街地が形成されている。

本区域は、山梨などとの広域交流軸となる西関東連絡道路（国道 140 号）と国道 299 号とが交差しており、首都圏をはじめとする各地域との交流が一層盛んになることが期待されている。

今回変更する 3・4・2 号公園通線は、市内を東西に連絡し、また、3・4・9 号番場通線は中心市街地を南北に連絡する幹線道路として決定されている路線です。

II. 変更の必要性

長期間にわたり整備が行われていない都市計画道路の中には、都市計画決定後の社会状況の変化などを踏まえると、その必要性に変化が生じている路線も存在します。こうした路線については、その必要性などを現時点で再検証し、見直すべき路線については適切に見直していく必要があります。

このことから、秩父都市計画区域内において、長期未整備都市計画道路を再検証した結果、以下の道路について変更するものです。

- (1) 3・4・2 号公園通線は、3・4・10 号お花畑通線が代替路線として十分機能すると判断できるため一部区間廃止します。また、今回の変更に合わせて、車線数を決定します。
- (2) 3・4・9 号番場通線は、3・4・5 号中央通線が代替路線として十分機能すると判断できるため一部区間廃止します。また、今回の変更に合わせて、車線数を決定します。

III. 変更の内容

次の路線について一部区間を廃止する。

名 称	幅員	車線数	延 長	内 容
3・4・2 号公園通線	20m	2 車線	約 590m	・ 一部区間廃止 ・ 車線数を決定
3・4・9 号番場通線	16m	2 車線	約 220m	・ 一部区間廃止 ・ 車線数を決定

IV. 関連する都市計画

秩父都市計画道路の変更（秩父市決定）

- ・ 都市計画道路 3・4・13 号上町通線の追加